

連本第 120458 号
2012 年 12 月 20 日

NHK

会長 松本正之 様

〒162-0802 新宿区山吹町 130 SK ビル 8F

Tel 03-3268-8847 • Fax 03-3267-3445

財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野富志三郎



聴覚障害者への情報保障についての要望

日頃は私たち聴覚障害者への情報保障等に、格段のご配慮を頂き厚く御礼申し上げます。さて、12月16日に行われました、第46回衆議院選挙につきまして、午後8時以降、各放送局による開票結果の速報特集が行われました。

その特集番組におきまして、貴番組には字幕が付いておりませんでした。

これまででも、緊急かつ重要な放送番組に対する、字幕と手話の付与をお願いしてきましたが、依然として改善されない状況が続いています。なお、他の民間放送局による同時間の生放送による速報特殊番組には字幕が付いておりました。

貴協会が公共放送としての使命を果たされるよう、下記について再度強く要望いたします。

記

1. 国民の多くが関心を持つ緊急かつ重要な内容のテレビ番組（ローカル番組を含む）につきましては、生放送の有無を問わず「手話通訳と字幕」の付与を行ってください。

<説明>

総務省は平成19年10月に字幕・解説放送に関する「新たな行政指針」（平成20年度～29年度）を発表していますが、そこで示されている、貴局の普及目標は下記のとおりかと思います。

NHK

普及目標の対象時間：7時から24時

普及目標の対象番組：字幕付与可能な全ての放送番組（注2）

目標：2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与

（平成24年度指針見直し案では以下の文言が追加）

大規模災害等緊急時放送については、できる限り全てに字幕付与、災害発生後速やかな対応ができるように、できる限り早期に全ての定時ニュースに字幕付与

備考：教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

(a) 技術的に字幕を付すことができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組）

(b) 外国語の番組

(c) 大部分が器楽演奏の音楽番組

(d) 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

「字幕付与可能な放送番組」という範囲には、「複数人が同時に会話をを行う生放送番組」という注釈がありますが、民間の放送局でも今回の選挙結果速報特集番組へ字幕挿入が行われています。

貴局よりいただく回答には常に「手話通訳と字幕」付与を実施できない理由として技術面・人的配置の困難さをあげてられておりますが、先に述べましたように、多くの放送局はそれらを自助努力により克服し、音声情報へのアクセスに困難を抱える視聴者に対する「合理的配慮」を行っています。

「公共放送者」として、あらゆる視聴者が最も関心を示す番組に対し、その内容をすべての国民へ提供できない状況について、貴局は自らに課せられている社会的責任をどのように果たすとお考えなのかご説明いただきたいと思います。

放送法第7条（日本放送協会定款第3条）によれば「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、且つ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて・・・」とされています。

「公共の福祉のために、あまねく」と貴協会が謳われているように公共放送だということを強く認識していただき、繰り返しますが、「公共」から聴覚障害者を排除することのないよう速やかに対応してくださいますようお願ひいたします。

また「手話」については、手話ニュースを緊急放送したり、緊急時の放送番組には手話通訳を挿入して放送するようして下さい。

以上